

令和8年度 京都市立松尾中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条及び、本法を受け施行された「京都市いじめの防止等に関する条例」第10条に基づき、本校におけるいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題（※）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小学校～中学校9年間で、6割～7割の児童生徒が「冷やかしい、やからかい、悪口や脅し文句、嫌な事をいわれる」に関して「経験」した巻き込まれている。
(国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2019-2022』)

2 いじめ対策委員会

[実施予定] 2カ月に1回程度

[構 成 員] 学校長 教頭 生徒指導主任 各学年主任 養護教諭 生徒会主任 部活動主任

[内 容] ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。

- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・週1回の生徒指導委員会で、気になる生徒の情報交換や取組の進捗状況の確認を行い、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。また、月2回の教育相談委員会でも、情報の交換や共有を行い、適切な手立てを検討する。
- ・いじめに対し、「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・いじめのアンケート後に、臨時のいじめ対策委員会を実施し、情報共有と組織的対応について検討し推進する。
- ・生徒や保護者への委員会の周知は、全校集会の場にて行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

①学習環境の整備

- ・様々な情報やものが飛び交う教室を誰もが学習しやすい環境に整備する。例えば、視覚的な刺激の強い掲示物は黒板の周辺には掲示しないこと。座席を決めるうえでも誰もが学習しやすいよう配慮して決定していくこと。規律ある集団にするためのルールを掲示し、徹底させること等、誰もが安心・安全・快適に学校生活を送ることが出来る環境を整備していくことが、生徒の学習意欲の向上にもつながる。特に、学校で行う教育活動の大半は教室内で行われるため教室整備の徹底に努める。

②授業改善

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

③道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、参観等で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

本校では、数年来取り組んでいる道徳の研究・研修をさらに発展させ、道徳の授業をより綿密に計画し、系統的な道徳の授業を行い、この道徳の授業を中軸にした道徳教育を展開していく。そのためにも、常日頃から生徒の行動に注目し日常的に道徳的な指導ができるよう、校内巡視等生徒の実態把握の充実に努める。

- ・生徒の発達段階に応じ、自分の大切さと共に他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で現れるよう人権意識の高揚を図る取組を実施していく。具体的には、1年時にいじめを取り上げた人権学習を進める。いじめは人権に関わる重大なことであることを認識させ、今後の学校生活の中でいじめは絶対に許してはならないという意識を持ち続け、以後の学校生活を送ることができるとをねらいとする。

④生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高める指導を進める。

⑤生徒同士の絆づくり

- ・部活動においては同じ目標を志す生徒が学年の枠を超えてつながり、他学年の生徒間の絆が深まる場であると考えられることから、仲間で一丸となり一つのことを成し遂げる喜びや達成感を味わうとともに、それぞれの生徒の自治的能力の育成に努める。
- ・学級活動においては、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。いじめについて考えたり認識を深めたりする機会を作っていく。また、生徒の実態を踏まえた学級経営を実践し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①日常の生徒に関する情報共有

- ・生徒に対する調査では「いじめを経験した」と回答した割合が6割程度にもものぼる。その実態を踏まえると、「クラスは落ちついている」「いじめはない」といった教員の認識はハイリスク要因となる可能性が高い。このことから、いじめはどの学校にも「起こりうる」のではなく、「起きている」と考えるべきである。これを基盤にして、日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

②生徒に対する定期的な調査

- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート)を年3回実施、アセスメントシートを年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

③上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・まず、いじめを認知した時点でいじめを受けた生徒に丁寧な聞き取りを行う。その後、いじめを行った生徒についても丁寧な聞き取りを行い、事実確認を行う。必要に応じてアンケートや周囲の生徒からも聞き取りを行い、事案の内容を確認する。もちろんその過程のなかで管理職や生徒指導部長等に相談しながら指導を進めていくのだが、必要に応じて前述のいじめ対策委員会を開き組織的な対応を実践する。特に、いじめを受けた生徒に対しては「絶対に守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、保護者とも連携しながらいじめを受けた生徒の自尊感情を高めるよう努める。

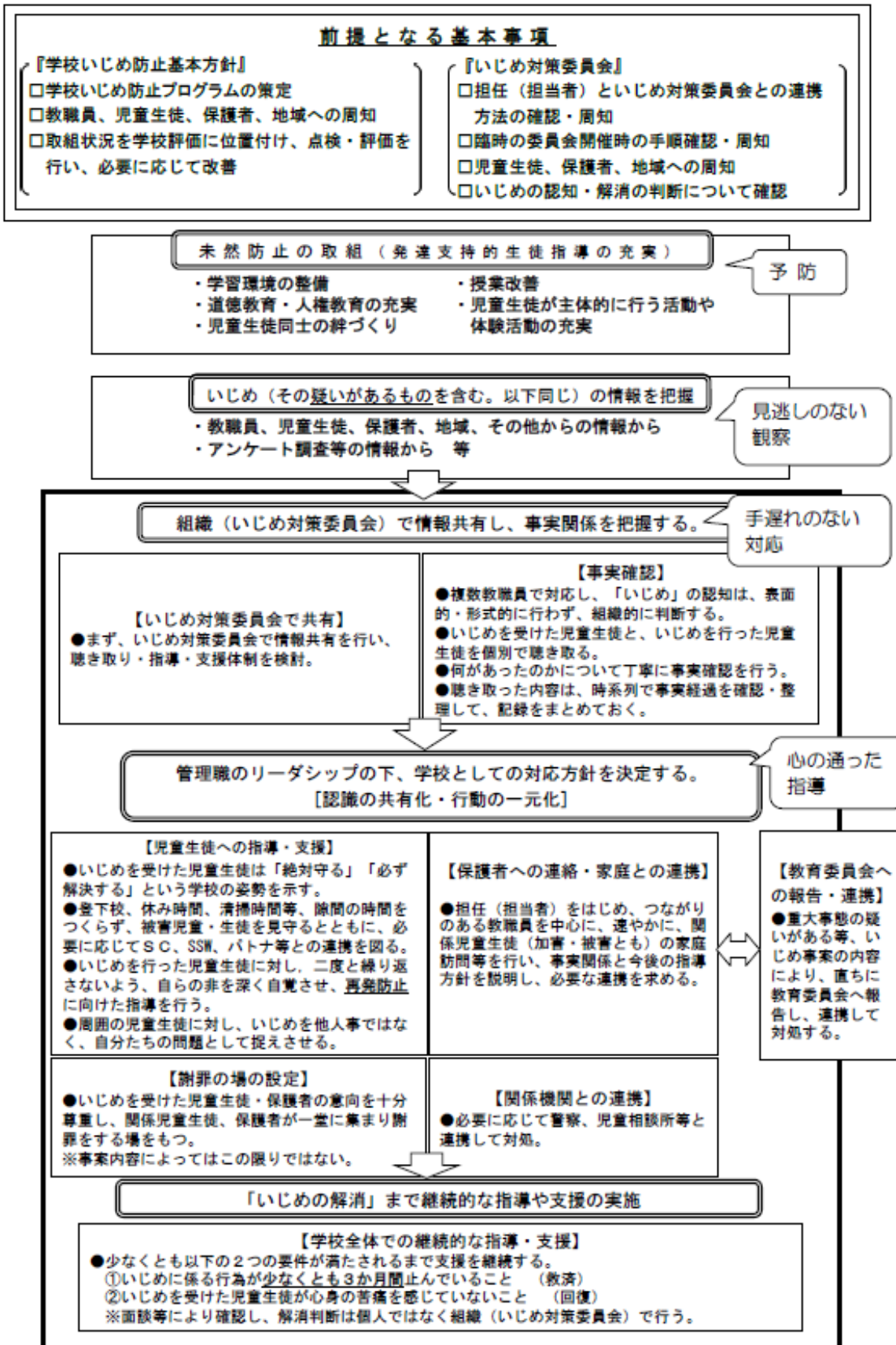
(3)いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

- ・起こった事象を「いじめ」と認知する件数は、全国では約 20 倍近くの差がある。これは、社会通念(判断する人間の自的的な常識や考え方)と法律(いじめ防止対策推進法第2条「いじめの定義」)の間で認識のズレが生じているためであると考えられる。そのことを踏まえ、「一定の人間関係がある生徒間において、心理的・物理的影響により心身の苦痛を感じる。」ものをいじめと定義し、これを教職員間で周知徹底することが重要である。従来、生徒間トラブル等やけんかとして指導にあたっていた事案についても初期段階でいじめを疑い、最悪の状況を想定して指導にあたる。また、いじめが認知されれば「いじめは絶対に許さない」と毅然とした対応を実施する。
- ・いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。また、「ケータイ教室」を実施し、インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・SNS上など、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

④「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめの解消の定義は、「心理的・物理的行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと」である。この定義に基づいて、早急に解決したと判断せず、指導や見守り体制を継続していく必要がある。また、3カ月経過した後も目を配り細やかな声掛けや些細な変化も見逃さない意識を教員が持ち続け再発防止に努める。

(4)教職員の資質能力向上の取組

①内容

- ・前述のように社会通念と法律との間に生じている認識のズレを理解することからいじめの積極的認知に努める。また、日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・教職員の抱え込みを防ぐために、情報を流し続けるような校内体制を構築し、それを集約し対応を協議する組織を作り対応を進めていく。また、定期的に生徒観察の視点点検(チェックシートの実施)を行い教職員相互で補完する。
- ・校内研修会でいじめ防止対策やいじめ認知に関する研修を実施する。

②実施時期

- ・年2回 4月頃、8月頃実施予定

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

5. 重大事態への対処

①基本的な考え方

・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止する。

②重大事態が発生した時の対応

・教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画(予定)

・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」 ◆校内研修会① 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「要支援生徒についての情報共有」	・入学式 ・学級開き ・新入生歓迎会 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で保護者啓発 ・二者懇談
5	◆補導係会 「GW前後の生徒の様子についての情報交換」 ◇いじめ対策委員会② 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」	・憲法月間 【1年】非行防止教室 【2年】校外学習 【3年】修学旅行	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談の実施①	・PTA 総会 ・休日参観 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会
6	◆アセスメントシートの実施 [シートの実施後個別の懇談]	・生徒総会 【3年】薬物乱用防止教室	・アセスメントシートの実施 学年集約後に共有	

7	◆補導係会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会		・三者懇談会
8	◆校内研修会② 「夏季休業後のいじめに関わる指導の在り方について」 ◆補導係会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」	・生徒会リーダー研修会 ・合唱コンクール、体育祭に向けての取組	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇いじめ対策委員会③ 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 ◆生徒指導委員会 「学校行事を前に指導方針の確認」	・合唱コンクール、体育祭に向けての取組	・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	
10		・合唱コンクール ・体育祭		・学校評価の実施 ・道徳公開授業 ・学校運営協議会 ・家庭地域教育講座
11	◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」	・小中児童生徒会交流会 「自治的能力・自己指導力を高めるための取組」	・教育相談の実施② (3年進路相談)	・進路保護者会 ・入学説明会 ・家庭地域教育講座
12	◇いじめ対策委員会④ 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」 ◇臨時的いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」 ◆アセスメントシートの実施 [シートの実施後個別の懇談]	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・第3回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有③ ・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有③ ・アセスメントシートの実施 学年集約後に共有	・三者懇談会

1	<p>◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・小中連携授業参観① ・小中連携の情報の集約について</p>		
2	<p>◇いじめ対策委員会⑤ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>			<p>・学校評価の実施 ・学校運営協議会</p>
3	<p>◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」</p>	<p>・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会</p>	<p>・記名式いじめアンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管</p>	